

議案第 37 号

湯梨浜町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する
条例について

次のとおり湯梨浜町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年湯梨浜町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(車線等)	(車線等)
第4条 車道(副道、 <u>停車帯、自転車通行帯</u> その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級 <u>又は第4種第4級</u> の道路にあつては、この限りでない。	第4条 車道(副道、 <u>停車帯</u> その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級の道路にあつては、この限りでない。
2～4 略	2～4 略
5 第3種第5級 <u>又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)</u> の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	5 第3種第5級 <u>又は第4種第4級の普通道路の車道</u> の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(副道)	(副道)
第6条 略	第6条 略
2 副道(<u>自転車通行帯を除く。)</u> の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
(停車帯)	(停車帯)
第8条 略	第8条 略
(自転車通行帯)	
第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u> には、 <u>車道の左端より(停車帯を設ける道路にあつては、停車</u>	

帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

<p>りでない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路 (自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の</p>	<p>3～5 略</p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路 (自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第3種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由により</p>
--	---

特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 略

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	略		
第4種			
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 略

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(立体交差)

第30条 略

2～3 略

4 連結路については、第4条から第7条まで、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに政令第12条の規定は、適用しない。

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

やむを得ない場合においては、この限りでない。

5 略

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	略		
第4種			
	第3級	50、40又は30	20

2 略

(車道の屈曲部)

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(立体交差)

第30条 略

2～3 略

4 連結路については、第3条から第6条まで、第13条、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第25条並びに政令第12条の規定は、適用しない。

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(凸部、狭窄部等)</p> <p>第34条 <u>第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路</u>には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。</p> <p>(自動車駐車場等)</p> <p>第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯、その他これらに類する施設で、<u>条例第32条</u>で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、<u>第4条から前条までの規定(第7条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)</u>による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該県道を当該町道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、<u>第4条、第5条第1項、第3項及び第5項、第7条第2項から第5項まで及び第8項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第10</u></p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(凸部、狭窄部等)</p> <p>第34条 主として近隣に居住する者の利用に供する<u>第3種第5級の道路</u>には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。</p> <p>(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)</p> <p>第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯、その他これらに類する施設で、<u>条例第31条</u>で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、<u>第3条から前条までの規定(第6条、第14条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)</u>による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該県道を当該町道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、<u>第3条、第4条第1項、第3項及び第5項、第6条第2項から第5項まで、及び第8項、第7条第1項、第9条第3項、第10条第1項、</u></p>
--	--

第3条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について
応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときはこれらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 略

2～4 略

第2項及び第4項、第13条第1項、第17条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について
応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときはこれらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 略

2～4 略

<p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から<u>第41条</u>まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあつては、<u>第12条</u>を除く。）並びに政令第3条、第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第40条第3項</u>の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から<u>第11条</u>まで、<u>第14条</u>から<u>第41条</u>の規定及び<u>第42条第1項</u>並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p>	<p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から<u>第40条</u>まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあつては、<u>第11条</u>を除く。）並びに政令第3条、第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第41条第3項</u>の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から<u>第10条</u>まで、<u>第13条</u>から<u>第40条</u>の規定及び<u>第41条第1項</u>並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。